

改正後	改正前	備考
<p>目次 (略) 第1条～第13条 (略)</p> <p>(第三者に対する意見提出機会の付与等) 第14条 (略)</p> <p>2 公文書室は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織（公文書室の使用に係る電子計算機と通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により通知して、法第18条第2項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称 二 利用請求の年月日 三 法第18条第2項の規定を適用する理由 四 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容 五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p> <p>3 公文書室は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、公文書室は、その決定後直ちに、当該反対意見書（第21条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。</p> <p>(利用決定) 第15条 (略)</p>	<p>目次 (略) 第1条～第13条 (略)</p> <p>(第三者に対する意見提出機会の付与等) 第14条 (略)</p> <p>2 公文書室は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知して、法第18条第2項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称 二 利用請求の年月日 三 法第18条第2項の規定を適用する理由 四 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容 五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p> <p>3 公文書室は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、公文書室は、その決定後直ちに、当該反対意見書（第21条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用決定) 第15条 (略)</p>	<p>ガイドライン改正案に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正案に基づき修正するもの。</p>

<p>4 公文書室は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から 60 日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、公文書室は、利用請求があった日から 30 日以内（第 10 条第 5 項の規定による補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次の各号に掲げる事項を <u>書面又は電子情報処理組織を使用する方法</u>により通知しなければならない。</p> <p>一 本規定を適用する旨及び理由 二 残りの部分について利用決定をする期限</p> <p>（以下略）</p> <p>附 則 この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>4 公文書室は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から 60 日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、公文書室は、利用請求があった日から 30 日以内（第 10 条第 5 項の規定による補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次の各号に掲げる事項を <u>書面</u>により通知しなければならない。</p> <p>一 本規定を適用する旨及び理由 二 残りの部分について利用決定をする期限</p> <p>（以下略）</p>	<p>ガイドライン改正案に基づき修正するもの。</p>
---	---	-----------------------------